

# 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会事務局組織規程

## 第 1 章 総 則

(主 旨)

第1条 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織は、この規程の定めるところによる。

## 第 2 章 事 務 局

(事務局の組織)

第2条 事務局に総務人材部と地域福祉部を置く。

2 総務人材部に総務企画課及び福祉人材課を置き、地域福祉部にまちづくり課、福祉資金課及び施設支援課を置く。

3 福祉人材課に福祉人材・研修センターを、まちづくり課に権利擁護・あんしんサポートセンター及び福祉ボランティアセンターを置く。

(総務企画課の事務)

第3条 総務企画課の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 社会福祉協議会の人事、予算及び経理に関すること。
- 二 社会福祉協議会の事業の企画立案、連絡調整及び進捗管理に関すること。
- 三 社会福祉事業の調査研究に関すること。
- 四 公印の管守に関すること。
- 五 理事会及び評議員会に関すること。
- 六 職員の福利厚生に関すること。
- 七 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 八 財産及び物品の管守に関すること。
- 九 社会福祉会館の運営に関すること。
- 十 社会福祉事業の広報に関すること。
- 十一 地域福祉振興基金、共同募金会及び運営適正化委員会事務局との連絡調整に関すること。
- 十二 他課の所掌に属しない事務に関すること。

(福祉人材課の事務)

第4条 福祉人材課の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 福祉人材センターに関すること。
- 二 保育士・保育所支援センターに関すること。
- 三 社会福祉事業従事者等の研修に関すること。
- 四 社会福祉事業従事者の福利厚生に関すること。
- 五 介護支援専門員実務研修受講試験に関すること。

- 六 介護福祉士修学資金等貸付事業に関する事。
- 七 保育士修学資金等貸付事業に関する事。

(まちづくり課の事務)

- 第5条 まちづくり課の分掌事務は次のとおりとする。
- 一 市町社会福祉協議会の相互の連絡調整、運営支援及び育成指導に関する事。
  - 二 地域福祉活動の推進に関する事。
  - 三 在宅福祉活動の推進に関する事。
  - 四 社会福祉活動への住民参加のための援助に関する事。
  - 五 ボランティア活動の振興に関する事。
  - 六 権利擁護・あんしんサポートセンターに関する事。
  - 七 民生委員・児童委員に関する事。

(福祉資金課の事務)

- 第6条 福祉資金課の分掌事務は次のとおりとする。
- 一 生活福祉資金の貸付事業及び経理に関する事。
  - 二 臨時特例つなぎ資金の貸付事業及び経理に関する事。
  - 三 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事業及び経理に関する事。
  - 四 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付事業及び経理に関する事。

(施設支援課の事務)

- 第7条 施設支援課の分掌事務は次のとおりとする。
- 一 児童福祉、母子福祉の推進に関する事。
  - 二 高齢者福祉の推進に関する事。
  - 三 障害児者福祉の推進に関する事。
  - 四 福祉施設の経営支援に関する事。
  - 五 社会福祉法人の地域における公益的な取組みに関する事。
  - 六 福祉サービス評価事業に関する事。

(職員)

第8条 事務局に次の職員を置くことができる。

- 一 事務局長
- 二 事務局次長
- 三 部長
- 四 課長・参事
- 五 所長(センターのみ)
- 六 副課長・副所長・主幹
- 七 係長・主査
- 八 主事

2 事務局長は、会長、常時勤務する副会長並びに常務理事の命を受け事務局の事務を

総括し、職員を指揮監督する。

- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 部長は、上司の命を受け、所属部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 5 課長は、上司の命を受け、所属課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 6 参事は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
- 7 所長は、上司の命を受け、所属センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 8 副課長及び副所長は、課長及び所長を補佐し、課長及び所長不在のときは、その職務を代行する。
- 9 主幹及び係長は上司の命を受けて、分掌事務を整理し部下職員を監督する。
- 10 主査は上司の命を受けて、専門的事務に従事する。
- 11 主事は、上司の命を受け事務に従事する。

付則

- 1 この規程は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会事務局及び受託施設組織規程（昭和53年10月16日制定）は廃止する。

付則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

付則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。